

賞額ハ毎年六月十二月ニ  
ルモハ月ヲ以テ計算  
地方廳ヲ經由シテ之ヲ交  
シテ金額ヲ受領セントスル  
ヲ表證シ別ニ受領證書ヲ  
受ケル者其金額受領ノ  
交付期月ノ三個月前ニ其  
其期ヲ過クル者ハ仍ホ元  
一個年以上其受領ヲ請求  
又給セス

○太政官連第七號 官省院廳府縣  
明治十年(二月)第二十五號陸軍將校免職條例第二十條  
第三十五條剛除候條此旨相違候事  
明治十七年一月四日 太政大臣三條實美  
官省院廳府縣  
○太政官連第八號  
明治十五年(六月)第三十四號陸軍將校免職條例  
第二十八條剛除候條此旨相違候事  
明治十七年一月四日 太政大臣三條實美  
府 縣  
○太政官連第九號  
明治十一年(八月)第三十五號陸軍將校免職條例中第三項剛  
除候條此旨相違候事  
明治十七年一月四日 太政大臣三條實美  
府 縣  
○太政官(號外)  
官省院廳東京府  
明治十七年一月四日 太政大臣三條實美  
官省院廳東京府  
○太政官(號外)  
官省院廳東京府  
明治十七年一月四日 太政大臣三條實美  
官省院廳東京府

○東京府告示乙第二號  
本年六月海軍機關學校生徒十八名召集相成候條志願之者ハ  
來ル五月二十日限願出ヘシ此旨告示候事  
但願書式及試驗手續等ハ其郡區役所ニ就キ承合之上願  
書ハ三通差出スヘシ  
明治十七年一月七日 東京府知事芳川顯正

○東京府告示乙第三號  
本年六月海軍機關學校生徒十六名召集相成候條志願之者  
ハ來ル五月二十日限願出ヘシ此旨告示候事  
但願書式及試驗手續等ハ其郡區役所ニ就キ承合之上願  
書ハ三通差出スヘシ  
明治十七年一月七日 東京府知事芳川顯正

○東京府告示乙第四號  
明治十六年八月當廳乙第八十六號告示陸軍教導團生徒志  
願期日同年十二月十五日迄ノ處右ハ本月三十一日迄延期  
相成候條此旨告示候事  
明治十七年一月七日 東京府知事芳川顯正

○東京府告示乙第五號  
元老院議官從四位勳五等  
致勳四等賜旭日小授章  
內務大書記官從五位  
致勳六等賜軍光旭日章  
明治十六年十二月廿八日

○東京府告示乙第六號  
海軍省雇英吉利國  
致勳四等賜旭日小授章  
海軍省雇英吉利國  
致勳五等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國  
致勳六等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國

○東京府告示乙第七號  
海軍省雇英吉利國  
致勳四等賜旭日小授章  
海軍省雇英吉利國  
致勳五等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國  
致勳六等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國

○東京府告示乙第八號  
海軍省雇英吉利國  
致勳四等賜旭日小授章  
海軍省雇英吉利國  
致勳五等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國  
致勳六等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國

○東京府告示乙第九號  
海軍省雇英吉利國  
致勳四等賜旭日小授章  
海軍省雇英吉利國  
致勳五等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國  
致勳六等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國

○東京府告示乙第十號  
海軍省雇英吉利國  
致勳四等賜旭日小授章  
海軍省雇英吉利國  
致勳五等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國  
致勳六等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國

○東京府告示乙第十一號  
海軍省雇英吉利國  
致勳四等賜旭日小授章  
海軍省雇英吉利國  
致勳五等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國  
致勳六等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國

○東京府告示乙第十二號  
海軍省雇英吉利國  
致勳四等賜旭日小授章  
海軍省雇英吉利國  
致勳五等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國  
致勳六等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國

時事新報

中山道鐵道公債證書條例并ニ金札引換簿記名公債  
證書條例

我日本政府ハ舊曆廿八日ヲ以テ中山道鐵道公債證書條例  
并ニ金札引換簿記名公債證書條例ヲ制定公布セリ其全文  
ハ翌廿九日ノ時事新報及報欄内ニ掲載シ置キタルヲ以テ  
既ニ看官諸君ノ熟讀ヲ經タルモノナリト信ス  
中山道鐵道公債證書發行ノ趣意ハ其條例第一條ニ明言ス  
ル如ク上野國高崎ヨリ美濃國大垣ニ至ルマデ中山道ニ沿  
ヒ鐵道ヲ布設シ及ビ其資金ニ充ツルガ爲メナリトアリ抑  
モ中山道ニ鐵道ヲ布設シ早ク東京大坂間ノ聯絡ヲ通スル  
ノハ疾ヨリ我輩ノ希望スル所ニシテ前日中山道鐵道布設  
決定ノ抄抄ヲ聞クモ唯其着手成功ノ遲緩ナラフヲ憂苦  
シ竊カニ思考スル所ナキニアラザリト雖モ今此公債發  
行ノ布告ヲ見テ其落決シテ遠キニアラザリト知リ得  
タルヲ以テ我輩ハ大体上ニ於テ唯滿悅スルノ外ナキナリ  
然ルモ此鐵道線路ハ高崎ヨリ大垣マデトアルノニミテ大  
垣以西ノ線路中ニアル長濱ヨリ大津マデ長濱間十七里  
ノ道ハ此資金ヲ以テ鐵道ヲ布設セントスルノ意ナキヤニ  
察セラル、モノアルハ我輩ガ甚ダ不審ニ堪エザル所ナリ  
若シニ二千萬圓ノ公債コトハ僅カニ高崎大垣間ノ鐵道ヲ布  
設シ得ルニ止マルモノニシテ迎モ此金額ノ内ニ長濱大  
津間ノ鐵道ヲモ布設シ得ベキ限リコトアラザルガ故ナリト  
ノ理由ヨリシテ然リシモノナラフニハ我輩ハ直ニ此公債  
ノ發行高ヲ增加シテ二千萬圓ヲ限リ發行ストスルニ  
於テ猶豫躊躇ヲ要セズト信スルナリ必覺スルニ高崎大垣  
間ニ鐵道ヲ布設スルノ要アリテ然ル後ニ二千萬圓ノ公債  
ヲ發行スルノ要ヲ見出シタルモノナルカ故ニ長濱大津間  
ニモ鐵道ヲ布設スルノ要アラフハ二千万ノ外更ニ幾百萬  
ヲ增加シテ其須需ニ應スルモ大ニ差支ル所アリトハ思ハ  
レズ果シテ然ラバ長濱大津間ノ鐵道布設ノ事今時ノ公債  
條例ヨリ滞レル理由ハ此十七里間ノ鐵道布設ノ要ヲ見  
ズ長濱ヨリ大津マデハ琵琶湖上ノ小流船ヲ往復シシメテ  
運輸ノ用ニ差支ナントスルヨリシテ然ルモノカ我輩ノ見  
ル所ハ大ニコレニ異ナリ流船ノ往復便ハ則チ便ナリト雖  
モ固ヨリコレヲ以テ鐵道ノ至便ナルニ比肩スベカラズ  
ヤ長濱大津ノ河渡船場ニ於テ旅客ト荷物トニ紛ナリ  
皆鎮道下下リテ船ニ上リ再ビ船下下リテ鐵道ニ移ル其  
難不便云フベカラズ頃ハ十七里ノ鐵道中時ニ比肩スル  
シヤモノニ出逢ヘハ船ノ小ナルト風ノ強クガハムニ船中  
皆二百十日ノ暴風日ニ遭州洋ヲ漂流スルトト鐵道思ヒテ  
爲スコトアラフ果シテ然ラバハ好角ノ東京大坂間  
ノ往復モ未ダ以テ文明ノ進行ト稱スルニ足ラズ  
ノ大便宜ナク一欠クモノニシテ鐵道ノ大便宜ナク  
モノト云フベキ哉

○東京府告示乙第十三號  
海軍省雇英吉利國  
致勳四等賜旭日小授章  
海軍省雇英吉利國  
致勳五等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國  
致勳六等賜軍光旭日章  
海軍省雇英吉利國

無能ニテ問テ合セ木曾川ノ鎮道モ渡シ舟ヲ事足ル  
ベシ何テ故ヤラニ數百十方圓ノ大金ヲ費シテ小不便  
ヲ避ルノ要アラフヤト云ハシコレニ答ルノ詞ナカ  
ルベキナリコレニ由テコレヲ觀レバ高崎以西大垣ニ  
至ルマデノ鎮道ヲ布設スルト同時ニ又長濱大津間ノ  
鎮道ヲモ布設スルノ大切ナルハ無論ノコナルガ故ニ  
今回ノ鎮道公債條例中ニ此線路ノ漏ルベキ理由ナク  
若シ故書ニコレヲ漏ラシテハ此線路ノ布設當  
分不用ナリトシテコレニ若手セズト意ヨリ出テダ  
ルニハアラズシテ長濱大津間ノ鎮道ハ別ニ其資金出  
所ノ覺悟アリテ今回ノ公債ヲ配分スルノ要ナキガタ  
メナルベシト我輩ハ斯ノ如ク信シテ疑ハザルナリ  
以上ハ中山道鎮道ノ線路ニ關シ先ツ我輩ガ所見ヲ述  
ベタルモノナリ次ニ此鎮道公債發行ニ關スル次第ヲ  
見ルニ發行高ハ二千方圓ニシテ鎮道工事ノ都合ヲ計  
リテ漸次ニコレヲ賣出シ利子ハ年七分ニシテ毎年六  
月十二月ノ兩度ニ拂渡シ元金償還ハ最初五ヶ年間据  
置キ跡二十五ヶ年間ニ毎年抽籤法ヲ以テ償還シ盡ス  
ノ法ナリ而シテ此公債發行手續、時々ノ發行金額、公  
債ノ賣渡價格等ハ時ニ應ジ大藏卿ノ定ムルモノニシ  
テ今日ニ當リテ其詳細ヲ知ルコト得ズ隨テ此公債ノ  
賣レ加減市場ノ賣買相場等ヲ豫想スルコト甚ク困難ナ  
リ若シ鎮道ノ工事ヲ急カズ先ツ此公債全額ヲ十分シ  
其一分即チ二百方圓位ツ、チ毎年發行スル様ノ事ナ  
ラフニハ此公債發行ハ格別其影響ヲ市場ニ及ボスコ  
トナルベシト雖モ或ハ一ヶ年乃至一ヶ年半位ノ期日  
中ニ發行シ盡ス様ノ事ナランニハ其影響ノ市場ニ及  
ブモノ決シテ少ナラザルベシ又此公債ノ賣買價格  
ノ細々目下市場ノ景況ヨリ見レバ額面百圓ニ付九十  
圓ニ近キ價アルベキ等ナリト雖モ今ノ市場ハ一種異  
常ノモノニシテコレヲ健康ノ常態ナリト云フ可ラザ  
ルガ故ニ此七分利付五ヶ年据置ノ鎮道公債ヲ九十圓  
ニ近キ價格ニテ賣出シ果シテ何程ノ買入人ヲ出見ス  
ベキヤ蓋シ困難ナル問題ニシテ我輩ハソノ大概ヲモ  
俾定メ難クハザルナリ蓋シ大藏卿ニ於テ一定ノ發行價  
格ヲ必合セズ時ノ相場次第ニテ賣渡スルノ最初九十  
圓ニ賣出シ買入人少ナクハ更ニ八十五圓ニ減シ暫  
ク賣出シ買入人八十圓至七十五圓ニ減スルコトスルカ  
ラハ七十圓ニ賣出シ買入人八十五圓ニ減スルコトスルカ  
ニ上リ得ル買入人多數ナレバ更ニ八十五圓九十圓ニ  
引上ル等ノ方法ニ從フコトアラハ其時々市場ノ動向  
一方ナラズシテ害ノ及ブ所モ容易ナラザルベキガ故  
ニ大藏卿ハ決シテ斯ル方法ニ由ラザルナルベシ左  
レハ賣出ノ價格ヲ一定セントスレバ其加減甚ク困難

ナルモノアラフ角此公債ノ發行法ハ一難事タルナ  
免カレザルモノト察セラル、ナリ (未完)

電 報

○十二月廿八日巴里發 巴里府の諸新聞紙と東京事  
件の現状を論するの序に佛國政府の清國をして戦争  
の費用を負担せしめんと欲すとの一報を載せたり○  
風説によれば佛國の海南島を扼し清國の償金を拂ひ  
しむるの抵當となすべしと

雜 報

○行幸御見合 本日の公報欄内に登録したる如く  
聖上には陸軍始末に行幸在せられず就ては太政官も  
休暇にあらざる旨昨日號外を以て達せられたり  
○山縣參議 同參議は昨年十二月廿九日參事院議長  
代理仰付られたり  
○大山陸軍卿 同卿の一日六日出發拜馬縣上州岩鼻  
火藥製造所を巡視し昨日歸京せり  
○宮内卿 昨年來京都府下ニ滞在し居たる徳大寺宮  
内卿は去る二日歸京したるに由り杉宮内大輔の同卿  
代理は去る四日免せられたり  
○恩給局長官及主事 前號の紙上に恩給局と題し風  
説の儘を記載せし如く會計檢査院長岩村通俊君は恩  
給局長官に參事院議官補渡正元氏(昨日の紙上に御  
用掛とせしは誤り)は同主事に何れも昨日兼任せら  
れたり  
○中山二位局 昨七日は中山二位局の誕生日に付き  
有樂町の自邸に於て其祝宴と開き宮内省女官達も集  
會し殊に 聖上兩皇后宮より御着其他御物數品を賜  
はりたりと云

○埃及近況 去年十一月の下旬埃及にて  
軍が引率せし一万五百の大兵無慚にも  
ヤの逆兵を壓殺せられ死と逃るゝ者僅に  
の電報ありし以來未だ其の詳報を得ざ  
國より通したる報道は稍々其の實を知  
其報によればヒックス將軍ハ其隨兵と  
赴き同所より兵を派して敵の據守する  
壘を迫りろの降参を促したるに折しも  
より其手兵を率て來會し逆さまに降伏  
埃及軍ハ忽ちふして砲撃を始り兩軍挑  
激戦と成しかばヒックス將軍は急を殘  
し兩雄相對して頼み雄雄と争ひしむ  
運命拙くやありけん遂に散々に殲滅せ  
る者はバアーと云へる一英人のみなり  
後報に由ればヒックス將軍も幸ひに辛  
參謀部長佐官フアオル氏其外尉官數  
よて戰場と斬抜けたりと云へり又右れ  
河上に沿てカルトウム府を距ること二  
埃及軍ハ大敗に由てマーヤの軍勢之益  
カイロー府までも押寄せんと風聞埃  
しければ氣の勝したる埃及人は其惶恐  
て埃及副王は白河河岸に沿ふの兵營は  
拂はし兵をカルトウム府に聚て敵の  
計畫すれ共該府の人民ハ多く心を偽  
埃及の爲をなさゝる形迹なるを副王  
居るとの説たり又埃及よてレウキムフ  
海に沿ふ埃及唯一の要港にしてスーダ  
最も近接なれば埃及政府ては大お該  
兵の來侵を備へざる可らず(前號の電  
府の兵備ハ充分整ひたりとあるを參考  
ウキム府よりカルトウム府の間の哨兵  
を要するとのとあり

○開拓使務務整理所 大藏省中お設け  
務務整理所にては事務大お抄取り昨十六  
計上の取調へも終りたる由て本月中  
上整理委員も解任なるべしと云ム  
○英國領事館 函館縣函館港英國領事  
不在中閉鎖せしが今般歸任したるよ付  
一日より開館したり  
○授業始 陸軍大學校にては昨日授業  
事始り教官并お教官一同臨席せし由  
○新聞署名代領 去年十二月廿六日  
檢事より「新聞持主編輯人條例」違犯

○局務代理 農商務權大書記官農務局長宮島信吉氏  
ハ病氣療養のため昨年十二月三十日豆州熱海へ赴き  
たるよ付不在中同省准委任御用掛堀田魯一氏へ局務  
代理を命せられたり  
○局長心得 大藏省印刷局長の欠員せしに付當分の  
内一川大書記官が局長事務を心得るよしあり  
○新年宴會 本日午後より芝紅葉館に於て警視官二  
百餘名の新年の宴會を開くよし  
○朝鮮の支那兵 昨日朝鮮京城より來着したる郵書  
に曰く賣南事件遂に破裂して清佛兩國の彌關戰する  
とに決したるよししめて當地(京城)屯在の支那兵一千  
人ばかりは既に引揚げて歸國したり或ハ云ふ歸國し  
たる兵員の八百人ありしと孰れか異なるを知らざれ  
ども兎も角近日當地在留の支那人は大に減少した  
り又清佛開戦に決したること信偽如何も付或人等支  
那兵の總督與長慶に問合たるお事實多りと答へたり